

八千矛神神話の考察——「鎮坐」を中心に——

鶴橋 辰成

はじめに

八千矛神は、『古事記』では大国主神の「亦名」の一つである。その神話は、大穴牟遲神から大国主神へ名前が変遷していく間に記載されており、構成は歌を中心としている。少し長いが、次に八千矛神の神話を載せる⁽¹⁾。

此の八千矛神、高志國の沼河比賣を婚はむとして幸行しし時に、其の沼河比賣の家に到りて、歌曰ひたまひしく、
 八千矛の 神の命 八島国 妻枕きかねて 遠々し 越の国に 賢し女を 有りと聞かして 麗し女を 有り
 と聞こして さ婚ひに 有り發たし 婚ひに 有り通はせ 太刀が緒も 未だ解かずて 襲をも 未だ解かね
 ば 嬢子の 寝すや板戸を 押そぶらひ 我が立たせれば 引こづらひ 我が立たせれば 青山に 鶴は鳴き
 ぬ さ野つ鳥 雉は響む 庭つ鳥 鶏は鳴く 心痛くも 鳴くなる鳥か 此の鳥も 打ち止めこせね い下経
 や 海人馳使 事の 語り言も 是をば
 (二番歌)

尔して、其の沼河日賣、未だ戸を開かずて、内より歌曰ひたまひしく、

八千矛の 神の命 姜え草の 女にしあれば 我が心 浦渚の鳥ぞ 今こそば 我鳥にあらめ 後は 汝鳥に

あらむを 命は な殺せたまひそ い下経や 海人馳使 事の 語り言も 是をば 青山に日隠らば ぬばた
まの 夜は出でなむ 朝日の 笑み栄え来て 榄綱の 白き腕 泰雪の 若やる胸を そ叩き 叩き愛がり
真玉手 玉手差し枕き 股長に 寝は寐さむを あやに な恋ひ聞こし 八千矛の 神の命 事の 語り言も
是をば

(三番歌)

故、其の夜は、合はさずて、明つ日の夜に、御合為しき。

又、其の神の適后、湧勢理毗賣命、甚く嫉妬為たまひき。故、其の日子遲神和備弓、出雲より倭國に上り坐さむとして、束装ひし立たす時に、片つ御手は、御馬の棟に繋け、片つ御足は、其の御燈に踏み入れて、歌曰ひたまひしく、

ぬばたまの 黒き御衣 委曲さに 取り装ひ 沖つ鳥 胸見る時 羽叩ぎも 此は適はず 辺つ波 背に脱ぎ棄て 翠鳥の 青き御衣を 委曲さに 取り装ひ 沖つ鳥 胸見る時 羽叩きも 此も適はず 辺つ波 背に脱ぎ棄て 山県に 蒔きし 異根春き 染木が汁に 染衣を 委曲さに 取り装ひ 沖つ鳥 胸見る時 羽叩ぎも 此し宜し 親愛やの 妹の命 群鳥の 我が群れ往なば 引鳥の 我が引け往なば 泣かじとは 汝は言ふとも 大和の 一本薄 項傾し 汝が泣かさまく 朝雨の 雾に立たなむぞ 若草の 妻の命よ 事の語り言も 是をば

(四番歌)

尔して、其の后、大御酒杯を取り、立ち依り指し擧げて、歌曰ひたまひしく、

八千矛の 神の命や 我が大国主汝こそは 男に坐せば 打ち廻る 島の崎々 搢き廻る 磯の崎尽ず 若草の妻持たせらめ 吾はもよ 女にしあれば 汝を除て 男は無し 汝を除て 夫は無し 綾垣の ふはやが下に

絹衾 柔やが下に 桦衾 騒ぐが下に 泠雪の 若やる胸を 桦綱の 白き腕 そ叩き 叩き愛がり 真玉手

玉手差し枕き 股長に 寝をし寐せ 豊御酒 奉らせ

如此歌ひたまひて、即ち宇伎由比為て、宇那賀氣理て、今に至るまで鎮まり坐す。此を神語と謂ふ。

(五番歌)

(上巻・八千矛神の歌物語)

この神話の前半は沼河比賣への求婚、後半は湧勢理毗賣命の嫉妬の解消が主軸にある。それが歌の唱和で展開され、最終的に二神が夫婦和合の儀式をして、項に手を懸けて「鎮坐」する。右のように、歌物語として構成されているため、先行研究の多くでは歌との関わりで説かれてきた。しかし、散文部にも注目すべき語句がある。それは、最後に記される八千矛神と湧勢理毗賣命の「鎮坐」である。岸正尚は、最後に記されている「此を神語と謂ふ」という箇所に注目し、「歌謡物語の風貌を帯びるこの物語は、最後の一文を読めば鎮座を語るためのものであることに気づく」と指摘する。⁽²⁾ この指摘に従えば、当該神話では「鎮坐」することが重要な要素といえる。ただし、『古事記』において、特定の土地で神の活動が終了する、いわゆる鎮座記事といわれるもののほとんどは「坐」一字で記されている。⁽³⁾ そのため、当該例は、他の鎮座記事と異なる意図が込められていると考えられる。

そこで、本論では「鎮坐」と記されている点に注目して検討し、この神話を記載している意図について考察していく。

一、八千矛神神話の「鎮坐」についての検討

はじめに、諸注釈書が指摘する八千矛神神話の「鎮坐」について確認する。「鎮坐」については『古事記伝』がはやく、出雲に永久に留まる意であり、他に移らないことを示すと指摘する。⁽⁴⁾ また、現実的な視点から神社起源の

歴史的根拠とする指摘⁽⁵⁾や、出雲にこの二神が互いに項に手を掛けている神像が実際に祭られていたためという指摘⁽⁶⁾がある。このうち、神社や神像など現実の反映であることについては可能性を否定できないが、永久に留まるという指摘には、なお慎重になる必要があると考える。

八千矛神神話の後に大国主神が活動する舞台として明記されているのは、「出雲の御大の御前」（少名毘古那神との国作り）、「出雲國の伊耶佐の小濱」（事代主神の服従）、「出雲國の多芸志の小濱」（大国主神の国譲り）であり、出雲内に限定されている。しかし、当該神話後の大穴牟遲神と少名毗古那神の国作りは、「故尔より、大穴牟遲と少名毗古那と二柱の神、相並に此の國を作り堅めき」とどのような国作りなのか内容を記していないため、出雲内でのことなか判然としない。⁽⁷⁾ そして、『古事記』にもう一例ある「鎮坐」も、その場に留まり続けるわけではない。

故、其の國より飛び翔り行きて、河内國の志幾に留りましき。故、其地に御陵を作りて鎮まり坐さしめき。即ち其の御陵を号けて、白鳥御陵と謂ふ。然あるに、亦其地より更に天に翔りて飛び行でましき。 （中巻・景行天皇条）

倭姫命が死後に八尋白智鳥になり、河内國の志幾に飛んできた際、それを皇后や御子たちが追いかけ御陵を作り、八尋白智鳥は鎮まつたという記事である。しかし、この後に八尋白智鳥は天へ飛び去つてしまつており、河内國の志幾の御陵に留まり続けてはいない。

また、『日本書紀』にも「鎮坐」は四例あるが、必ずしも永久に留まる意というわけではない。⁽⁸⁾

A爰に忌寃を以て、和珥の武鍊坂の上に鎮坐う。

（崇神天皇・十年九月条）

B爰に倭姫命、大神を鎮め坐させむ處を求めて、菟田の篠幡に詣る。

（垂仁天皇・二十五年三月条）

C是を以て、倭姫命、天照大神を以て、磯城の嚴檣の本に鎮め坐せて祠る。

（垂仁天皇・二十五年三月条）

D是に、神の教の隨に鎮め坐ゑまつる。

(神功皇后・摂政元年二月条)

八千矛神神話の考察

Aは、神祭りのために和珥の武鑠坂の上に忌盃を据えた意である。Bは、倭姫命が天照大神を鎮める場所を求め、伊勢国の磯宮に祭つたとある。CはBの別伝であり、先に磯城の嚴櫓の本に祀つたというが、この後に伊勢の度会の宮に移つたことが記されている。Dは新羅親征の記事であり、新羅より還つて来る際、筒男三神が述べた通り「大津の渟中倉の長峠」に三神の和魂を鎮め据えたとある。B・C・Dが神の「鎮坐」についてだが、Cのように鎮めた後に移動する例があることから、『日本書紀』の「鎮坐」も永久に留まる意とは限らない。以上のように、記紀では、「鎮坐」した後に他の土地に移る例があるため、「鎮坐」を永久に留まる意とは捉え難い。従つて、八千矛神神話の「鎮坐」は、永久に留まるとのは異なる意義があるのでないだろうか。なお、当該例以外は使役動詞や他動詞であるため、「鎮坐」は基本的にある場所に対象を鎮めるものであろうが、当該例が自動詞であることを考えると、趣が異なると思われる。

さて、当該の「鎮坐」は二字の複合語と見られてきたが、先に述べたように、『古事記』で鎮座することは「坐」一字で表されている。そのことから、ここでは「鎮」+「坐」と二つの動詞が連続して記されると捉えるべきではないだろうか。その場合、「鎮」はどのような意味で用いられているのか検討する必要がある。『古事記』では先の二例および人名を除くと、次の二例のみである。

1余して、其の御杖を以ちて、新羅の國主の門に衝き立てて、即ち墨江大神の荒御魂を以ちて、國守らす神と為て祭り鎮めて、還り渡りましき。

(中卷・仲哀天皇条)

2故、其の政未だ竟へたまはぬ間に、其の懷妊ませるが産まれまさむとしき。即ち御腹を鎮めたまはむと為て、

石を取りて御裳の腰に纏かして、筑紫國に渡りまして、其の御子は阿礼坐しぬ。

（中巻・仲哀天皇条）

1は、神功皇后が新羅へ親征したときに、墨江大神の荒魂を国を守る神とし、祭り鎮めたという記事である。『日本書紀』の記述をあわせ、船の上に鎮座させていた神を新羅に鎮めたという指摘があるが⁽⁹⁾、ここは國を守る神として祭り鎮めたことで、新羅を鎮めると捉えられる。2は、神功皇后が新羅から帰つてくる途中、御子が生まれそうになつたため腰に石を巻いた場面である。ここでは、出産を落ち着かせる意として「鎮」が用いられている。以上のように、1・2の「鎮」は動作している対象を落ち着かせる、または平静にない状態の対象を落ち着かせることを表すと考えられる。

では、『日本書紀』ではどうだろうか。『日本書紀』の「鎮」は十一例確認できる。なお、「鎮將」（三例）に関しては二字で隨・唐の地方軍の長の意であるため⁽¹⁰⁾、「鎮」の用例とは別にする。

A 且當に山林を披き拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨みて、元元を鎮むべし。

（神武天皇即位前紀）

B 玉蓑鎮石。出雲人の祭る、眞種の甘美鏡。

（崇神天皇・六十年七月条）

C 既にして則ち荒魂を撫ぎたまひて、軍の先鋒とし、和魂を請ぎて、王船の鎮としたまふ。（神功皇后・摂政前紀）

D 築き立つる 稚室葛根、築き立つる 柱は、此の家長の 御心の鎮なり。

（顯宗天皇即位前紀）

E 臣聞く、前の王の世を宰めたまふこと、維城の固非ずは、以て其の乾坤を鎮むること無し。

（繼体天皇・元年二月条）

F 狹手彥、往きて任那を鎮め、加百濟を救ふ。

（欽明天皇・十四年八月条）

G 伏して願はくは、天慈をもて速に其の代を遣して、任那を鎮めたまへ。

H：今復、何の術を用てか國家を鎮めむ」といふ。

（欽明天皇・十六年二月条）

I 庚辰に、蘇我石川麻呂大臣、奏して曰さく、「先づ以て神祇を祭ひ鎮めて、然して後に政事を議るべし」とまうす。

（孝徳天皇・大化元年七月条）

J 甲子に、使者を遣して新益京を鎮め祭らしむ。

（持統天皇・六年五月条）

K 丁亥に、淨廣肆難波王等を遣して、藤原の宮地を鎮め祭らしむ。

（持統天皇・五年十月条）

八千矛神神話の考察

この中で、神を対象とするのは、CとIである。Cは新羅親征の際の記事であり、新羅に向かう際に神功皇后の命を守るため、筒男三神の和魂を船の鎮守としている。Iは天皇が阿倍倉梯麻呂大臣と蘇我石川麻呂大臣に詔して、大夫と百伴造等にそれぞれ、人民が喜んで働く方法を尋ねさせた場面である。ここで、蘇我石川麻呂大臣は天神地祇を祭り鎮めた後、政治を議るのがよいと答えており、統治するために祭り鎮めることが記されている。このように、神を鎮めることが船を守ることや国の統治につながっている。また、A・E・F・G・Hは国の統治・鎮圧の意で用いられている。Aは橿原宮の造営の際、天皇が人民を鎮めるべきと述べている箇所であり、これはこの国の民を安らかに統治することを表している。Eは大伴大連の奏上で、皇太子が盤石でないと乾坤＝天下を鎮めること、すなわち統治ができないという。Gは天皇の命で任那を統治していた的臣が亡くなつたため、代わりの人を遣わして任那を鎮めてほしいという場面で、ここでは任那の統治を意味する。Hは蘇我臣が王子恵に問うた内容で、どのような術策で百濟を統治するのかとある。また、Fは天皇の命をうけた狭手彦が、新羅に侵略されている任那を助け鎮圧している。これらは、国を平静な状態にする、またはより良い状態にするために統治・鎮圧している。また、Bは玉藻の中に沈んでいる石で、沈む意である。Dは室寿の言葉で、作り上げた新しい家の柱は、家長の心の安定を表すとある。Jは

藤原京の、Kは藤原京建造の地の地鎮祭を示すものとして「鎮」が用いられている。

以上のように、『日本書紀』の「鎮」の対象は、神・人・国・物・土地と幅広く、船の鎮守や国の統治・鎮圧、沈む石、心の安定を表すなど多様に用いられている。これらは動作や精神、状況などの点で活動的なもの・平静な状態にないものが多く、「鎮」はそれらを落ち着かせる・静かな状態にする意が根底にあると考えられる。

従つて、当該例の「鎮」も右のような意で捉えられるが、自動詞であるため、二神が落ち着いた・静かな状態（鎮）で居る（坐）という意と考えられる。

では、そのように記される二神はどのような神なのだろうか。まず、湧勢理毗賣命については、進む意や大祓の祝詞にある「サスラヒ」の意⁽¹⁾、または、「スサブ」と関連する神名と指摘されるように、性格の激しい女神と捉えられる。八千矛神神話ではこの女神の嫉妬により八千矛神が困惑しているが、八千矛神神話の直前でも同様のことが読み取れる。故、其の八上比賣は、先の期りの如く、美刀阿多波志都。故、其の八上比賣は、率来ましつれども、其の適妻湧世理毗賣を畏みて、其の生める子は、木俣に挟みて返りき。

（上巻・根の国訪問）

湧勢理毗賣命を畏れた八上比賣は、生んだ子を木の股に挟み置いて逃げ帰ったとある。他の神に畏怖されるほど性格が激しいことが読み取れ、嫉妬も神名に関連しているのであろう。そのため、嫉妬心を解消することは、女神の神格が鎮まることにつながると考えられるのではないだろうか。当該神話の直後には、大国主神と他の女神との婚姻が記される系譜が続く。それは、八千矛神を困惑させるほどの嫉妬をみせた湧勢理毗賣命から、嫉妬心がなくなつたということに他ならない。⁽¹³⁾ そして同時に、湧勢理毗賣命の神格が落ち着いたことを意味していると考えられる。また、湧勢理毗賣命の神格が鎮まると考えた場合、共に「鎮坐」する八千矛神も同様に捉えるべきではないだろうか。⁽¹⁴⁾ しかし、

その八千矛神の解釈は先行研究においていまだに定まっていない。そこで、節を改めて検討したい。

二、八千矛神の解釈

八千矛神は、大別して三通りの解釈がある。一つ目は矛を武器と解釈して武神と捉える説であり、『古事記伝』がこの名は武威を示すものと指摘して以降、多くの注釈書が武神として解釈している。⁽¹⁵⁾ 二つ目は、矛を神靈が宿るものと捉え、広矛＝八千矛神で、それは稍の一種だと指摘する説である。⁽¹⁶⁾ これは、国土支配という点に注目した解釈であり、神話の背景に国作りが想定されている。三つ目は、人間の性的行為と自然の豊穰力は呪的に呼応するため、男根への連想があるとする説である。⁽¹⁷⁾ これは矛の形状に注目した解釈であるが、伊耶那岐命・伊耶那美命の天沼矛と関連するものと捉えられ、やはり背景には国作りが想定されている。このように、「矛」と当該神話の背景の捉え方によつて説が分かれており、神名の解釈は定まっていない。そこで、まず「矛」について確認する。「矛」の用例は、当該例を除くと『古事記』には1～13までの例がある。

1 杖矛威を擧げて、猛士烟のごとく起り、：

2：天沼矛を賜ひて、言依し賜ひき。

（上巻・国土の修理固成）

3 故、二柱の神天浮橋に立たして、其の沼矛を指し下して畫かせば、塩許こ袁こ呂こ迹書き鳴して、引き上げた

まふ時に、其の矛の末より垂り落つる塩の累り積れる嶋と成りき。

（上巻・国土の修理固成）

4 即ち横刀の手上を握りしばり、矛由氣、矢刺して、追ひ入るる時に、乃ち己が作れる押に打たえて死にき。

（中巻・神武天皇条）

5又、宇陃の墨坂神に、赤色の楯矛を祭り、又、大坂神に、黒色の楯矛を祭り、…

(中巻・崇神天皇条)

6故、多遲摩毛理、遂に其の國に到りて、其の木實を採り、縄八縄・矛八矛を以ちて、将ち來し間に、天皇、既に崩りましき。尔して、多遲摩毛理、縄四縄・矛四矛を分けて、大后に獻り、縄四縄・矛四矛を以ちて、天皇の御陵の戸に獻り置きて、其の木實を擎げて、叫び哭びて白ししく、…

(中巻・垂仁天皇条)

7…吉備臣等が祖、名は御鉏友耳建日子を副へて遣しし時に、比ニ羅木之八尋矛を給ひき。

(中巻・景行天皇条)

8又昔、新羅の國王の子有りき。名は天之日矛と謂ふ。

(中巻・応神天皇条)

9故、耕人等の飲食を、一つの牛に負せて、山谷の中に入るに、其の國主の子、天之日矛に遇逢ひき。

(中巻・応神天皇条)

10是に、天之日矛、其の妻の遁げしことを聞きて、…

11故、其の天之日矛の持ち渡り來し物は、…

12是に、曾婆訶理、己が王の廁に入りませるを竊かに伺ひて、矛を以ちて刺して殺しき。

(下巻・履中天皇条)

13是に、大長谷王、矛を以ちて杖に為て、其の内を臨みて詔らししく、「我が相言へる娘子は、若し此の家に有りや」。

(下巻・安康天皇条)

このうち、6はときじくのかくの木の実の枝を形容するものとして用いられているため、考察対象から外す。まず、

武器・武力の例は、1・4・12・13である。1は序文の壬申の乱の記述で、天皇の軍勢の威を示すものとして矛がある。

4は、天皇を殿の中にしかけた罠で殺そうとした兄宇迦斯に對して、先に入るように横刀・矛・矢をもつて追い入れ

ており、武具の一つとしての矛と捉えられる。12は曾婆訶理が墨江中王を矛で刺し殺したとあり、武器として用いられている。13は天皇を殺害した目弱王を討伐しようとして、匿った都夫良意美の家を攻めている場面である。ここでは、呼びかけに際して、大長谷王が矛を杖としている。古典集成『古事記』は、「矛を杖につく」という表現は『史記』に見られる例であり、武威堂々たる様を表すと指摘している⁽¹⁸⁾。このように、『古事記』の「矛」を武器や武力を示すものと見ることができる。

また2・3は、伊耶那岐命・伊耶那美命は修理固成を命じられた際に、天沼矛で淤能碁呂嶋を作つており、島生みの道具である。また、淤能碁呂嶋生成の様子から、男根を表すとも指摘される⁽¹⁹⁾。5は、宇陃の墨坂神と大坂神を祭る道具として楯と共に矛があり、祭祀の道具である。7は、景行天皇が倭建命に東征を命じた際に授けられた「比ニ羅木之八尋矛」である。この矛は、国土支配を表す呪的な意味の矛として捉えられており、東征を象徴する矛と考えられる。8～11は、新羅の國王の子である天之日矛の名に用いられている。この「日矛」については、『日本書紀』に天石窟から天照大神を外へ連れ出す際の採物として見えることから、太陽神の聖具としての矛を表すと指摘されている⁽²⁰⁾。これらは、祭祀に関わる呪的な矛と見ることができる。

以上のように、武器・武力としての矛、島生みや祭祀に関わる矛があり、特に生成に関連する話の中では、男根的な要素が見られる。従つて、「矛」の用例からは、先に見た三通りの解釈のいずれも可能であるといえる。そこで、八千矛神がどのような神なのかを考えるために、さらに当該神話をどう捉えるのかを検討したい。

三、八千矛神神話の解釈

八千矛神神話は求婚譚のため、国作りの神話とは異なるものとして捉えられてきた。しかし、当該神話の前後で国作りの話が記されていることから、近年では当該神話も一貫してその流れの中にあるものとして捉える指摘が増えてきている。駒木敏は、二番歌の「八島国 妻枕きかねて 遠々し 越の国に」という詞章に注目し、国作りの文脈に入れて捉えられると指摘する。²²⁾

空間領域としてはオホヤシマクニに属しながら、いまだ実質的に国土の範疇に位置付けられていない高志国に、オホクニヌシリヤチホコ神は妻問い合わせるのである。従って、ヤチホコ神の高志国への妻問い合わせは、一面でオホヤシマクニ（葦原中国）の秩序化としての国作りと把握される。

駒木は天皇の聖婚と重ねた上で、大八島国の範疇にない高志の国に妻問い合わせすることにより、大八島国の秩序化を表しているとし、少なくとも沼河比賣命との婚姻は国土平定であると述べており、求婚譚を主軸に据えながら、高志の国の大定、すなわち国を支配することを語るものと指摘している。

八千矛神ではないが、大穴持の命（大穴牟遲神）が高志の国の大定することは、風土記にも見られる。『出雲国風土記』意宇郡の記事には「天の下造りましし大神大穴持の命、越の八口を平け賜ひて」（母理郷）、「天の下造りましし大神の命、越の八口を平けむと為て幸しし時に」（拝志郷）とある。²³⁾ この神は『古事記』においては大国主神（八千矛神）の亦名であり、『出雲国風土記』の記事は当該神話と関連していると考えられる。そのため、八千矛神が高志国へ向かうのは、国の大定・支配のためと捉えて良いだろう。

また、後半の湊勢理毗賣命とのやりとりについても国作りが意識されていると考えられる。松本直樹は「其の日子遅神和備弓、出雲より倭國に上り坐さむとして」と、八千矛神が嫉妬をうけて困惑し、倭に上ろうとすることについて、次のように指摘している。⁽²⁴⁾

この旅立ちは妻の「嫉妬」を恐れての逃避行と解されてきた。これが一般的な解釈なのだが、賛同することができない。逃避行なのになぜ目的地が示されているのだろうか。しかもそこは、古事記が一貫して「上」るべき所とする「倭」である。また三度も着替えるような歌の内容は、逃避行にはあまりにも不適当ではないか。これはやはり目的地へ向かっての旅立ちであると考えるべきであろう（中略）スセリビメの嫉妬によつて、オホクニヌシは「倭」には「上る」ことができなかつた。スサノヲの子孫であるオホクニヌシに倭だけは支配させないことが、この段の趣旨であつたと思うのである。

松本は、倭に上ることおよび四番歌の三度も着替えをしている内容から、八千矛神の行動は逃避行ではなく目的地に向う旅立ちであり、国土支配を行いに赴くものと指摘する。たしかに、四番歌の前半で、二度も服があわないと脱ぎ捨て、三度目でようやく似合う服であったと歌つており、困惑して逃げ出すという様子ではない。むしろ、指摘のように目的があつて上ろうとすると読むべきであり、前半部を考えれば、その目的は倭の国土支配と思われる。

また、湊勢理毗賣命が「嫉妬」すると記されることも国作りに関わるものと考えられる。『古事記』で「嫉妬」すると記されるのは、他には仁德天皇の后である石之日賣命のみである。この后的「嫉妬」について、「公的、呪的要素を窺わせる質」があつて男女間の個人的感情で捉えるべきではないという指摘⁽²⁵⁾、仁德天皇が土地の女性と婚姻するのは聖婚であり、「石之日売の嫉妬による儀礼の阻止」がされるなどの指摘がある。つまり、「嫉妬」は男女の個人的

な恋愛感情のみのものではなく、国土支配の阻止の起因となるものと考えられる。従つて、四番歌の内容と「嫉妬」と記される二点から、神話の後半も国作りに関わるものと捉えられる。湊勢理毗賣命の嫉妬心を解消することで、国作りを阻害する要素を取り除くのである。

当該神話を国作りの神話と捉えたとき、八千矛神と関わるものとして『日本書紀』の「廣矛」が想起される。この「廣矛」は、大己貴神（大国主神）が国を平定したときに杖とした矛であり、「吾此の矛を以て、卒に功治せること有り」（神代上・第九段・本書）と述べられていることから、国の支配に関わるものであり、祭祀権による支配を表すとされる⁽²⁷⁾。大己貴神は、少彦名命とともに天下の經營、病気を治す、まじないの方法を定め、少彦名命が去った後には、まだ国作りが完成していない国々をめぐり、従わないものを服従させている⁽²⁸⁾。その際に国土を支配する呪的行為として、「廣矛」を杖として衝いていたと思われる。すなわち、「廣矛」は国土支配の象徴たる呪的な矛であり、大己貴神の国作りには欠かせないものであったと考えられる。

しかし、『古事記』にはこの矛についての記述はなく、大国主神神話全体で「矛」と記されるのは、八千矛神の神名にあるのみである。一方で、『日本書紀』には八千矛神としての神話は記されていない。この記紀の相違を考えると、『古事記』は「廣矛」に該当する役割を「矛」の名をもつ八千矛神に担わせていたと思われる。そして、「鎮坐」の問題にかえれば、国土支配の象徴としての神格が鎮まつたことを表しており、八千矛神が行う国土支配の終了を意味していると考えられる。

なお、湊勢理毗賣命の「嫉妬」が妻問い合わせへ向かうことが原因であるなら、嫉妬深い神格が鎮まり続けるためには、再度嫉妬するのを防ぐために八千矛神が湊勢理毗賣命の近くに居続けなければならぬと思われる。そのためには

八千矛神は倭へ上ることはできなくなり、意味上では漬勢理毗賣命によつて鎮められているとも考えられるのではないだろうか。

さて、八千矛神の國土支配が終了したと考えた場合、倭に上らずここで終了しているのはなぜだろうか。大国主神神話全体から考えてみたい。

四、大国主神神話の展開

大国主神神話の出だしに「此の大國主神の兄弟、八十神坐しき。然あれども、皆、國は大國主神に避りまつりき。避りまつりし所以は」とあり、これは大国主神へ至る話と読み取れる。そして神話は、次のように神名が変わりながら展開していく。なお、各該当段において、主となる神名を「」、他者からの呼びかけや歌に出る神名を「」と示す。

- ①稻羽の素菟〔大穴牟遲神〕（大国主神）
- ②八十神の迫害〔大穴牟遲神〕
- ③根の国訪問〔大穴牟遲神〕（葦原色許男命）（大国主神）（宇都志国玉神）
- ④八千矛神の歌物語〔八千矛神〕（大国主）
- ⑤大国主神の系譜〔大国主神〕
- ⑥大国主神の国作り〔大国主神〕（葦原色許男命）（大穴牟遲神）
- ⑦大国主神の国譲り〔大国主神〕

大国主神神話は、大きく七つに分けられ、神名は主に大穴牟遲神から八千矛神、そして大国主神へと変遷している。

このうち、国作りの記載は③からはじまり、④当該神話と⑤系譜を経て、⑥で国作りが行われる。このように、神名の変化とともに、国作りが漸次移行していく流れとなっている。③・⑥の国作りの内容は、次の通りである。

③故専して、黄泉比良坂に追ひ至りて、遙に望けて、呼ばひて大穴牟遲神に謂らして曰ひしく、「其の、汝が持てる生大刀・生弓矢以ちて、汝が庶兄弟は、坂の御尾に追ひ伏せ、亦河の瀬に追ひ撥ひて、意礼大國主神と為り、亦宇都志國玉神と為りて、其の我が女湊世理毗賣を適妻と為て、宇迦能山の山本に、底津石根に宮柱布刀斯理、高天原に氷橡多迦斯理而居れ。是の奴や」。故、其の大刀・弓を持ち、其の八十神を追ひ避くる時に、坂の御尾毎に追ひ伏せ、河の瀬毎に追ひ撥ひて、始めて國を作りたまひき。

（上巻・根の国訪問）

⑥故専して、神產巢日御祖命に白し上げたまひしかば、答へ告らしきく、「此は實に我が子ぞ。子の中に、我が手俣より久岐斯子ぞ。故、汝葦原色許男命と兄弟と為りて、其の國を作り堅めよ」。故専より、大穴牟遲と少名毗古那と、二柱の神相並びて此の國を作り堅めたまひき。然して後は、其の少名毗古那神は、常世國に度りましき。（中略）是に大國主神の愁へて告らしきく、「吾獨りして何にか能得此の國を作らむ。孰れの神か吾と能く此の國を相作らむ」。是の時に海を光して依り来る神有り。其の神の言らしきく、「能く我が前を治めば、吾能く共與に相作り成さむ。若し然あらずは、國成り難けむ」。専して、大國主神、「然あらば、治め奉る状は奈何に」と曰したまひしかば、「吾は倭の青垣の東の山の上へ伊都岐奉れ」と答へ言らしき。此は御諸山の上に坐す神ぞ。

（上巻・少名毗古那神との国作り）

③は、八千矛神神話の前の記述である。湊佐之男命の指令に従い、太刀・弓で大穴牟遲神と敵対する八十神を追い払い、武力で国を作ったことが記されている。これは、湊佐之男命の指令と対応しており、湊佐之男命から大国主神

となる保証を受けたことを意味すると考えられる。⑥は八千矛神神話後の記述である。ここでは、まず神産巣日神の指令を承けて大穴牟遲神と少名毗古那神で国を作り堅めたと記されるが、どのような国作りであるのか、内容については一切記されていない。先に述べたように、『日本書紀』には、二神の国作りの内容が記されており、『古事記』が詳細に記さないことには理由があるのであろう。また、その後にも大国主神の国作りは続く。その展開は、少名毗古那神が国作りの途中で常世国に渡り、大国主神は共に国を作る相手を求めるところが応え、國を上手く作るためにこの神を倭に祭るというものである。そのため、⑥後半の国作りは、御諸山の神の祭祀によるものということになる。

以上のように、大国主神神話における国作りは、武力平定（大穴牟遲神）→婚姻による国土支配（八千矛神）→二神による国作り（大穴牟遲神と少名毗古那神）→御諸山の神の祭祀（大国主神）へと、神名ごとそれぞれの国作りを行っている。それは、大己貴神で統一している『日本書紀』とは異なり、『古事記』ではそれぞれの神名ごとに方法の異なる国作りを担当させていることになる。

ここで注目したいのが、御諸山の神（大物主神）の祭祀についてである。『日本書紀』にもこの神の祭祀の神話はあるが、大己貴神（大国主神）が探しているのは既に治めている国を共に治める存在であり、共に国を作る相手とは異なる。そして、大三輪神（大物主神）は大己貴神の幸御魂・奇御魂とあるように同一の神であり、実は国の平定を支えていた神であつたという展開となつていて⁽²⁹⁾。つまり、別の神として二神を捉えているこの箇所は、『古事記』独自の展開ということになる。⁽³⁰⁾

『古事記』がこのように二神を別にしたのは、八千矛神が倭の国土支配を行っていないためではないだろうか。「鎮坐」

は、国作りの阻害となつてしまふ湧勢理毗賣命の嫉妬心が鎮まることである一方、八千矛神としての国土支配の終わりを表す。女神の嫉妬心が鎮まることは国作りに必要であるが、同時に、今に至るまで鎮まり続ける以上、妻問い合わせによる倭の国土支配は行えない。大国主神が倭も含めた葦原中国の国作りを完了するためには、八千矛神とは別の手段で行う必要があるということである。

つまり、『古事記』では、大国主神は倭への妻問い合わせ（国土支配）ができないため、倭の神である御諸山の神を「倭の青垣の東の山の上」へ祭る。それは大国主神が倭を支配するのではなく、現地の神の協力を得ることで、葦原中国の国作りを完了させるという展開を導いていると考えられる。

このように、国作り神話の途中で二神の「鎮坐」が記されるのは、『古事記』編纂者の意図によるものと思われる。すなわち、八千矛神は嫉妬を解消して国土支配を行える神、つまり湧佐之男命の指令を遂行する存在でなければならない。しかし、『古事記』は倭を出雲の神＝大国主神の支配地としないように、ここで終了させ、倭は現地の神に任せることで流れにしたと考えられる。⁽³¹⁾

おわりに

以上のように、従来では歌の解釈によって説かれてきた八千矛神神話を、その最後に記される「鎮坐」に焦点をあて、この神話の記載の意図について考察を進めてきた。

「鎮坐」は八千矛神と湧勢理毗賣命が対象であり、従来は二神が出雲に永久に留まる意として捉えられてきたが、記紀の用例から必ずしもその土地に留まり続けることを示すものではない。

『古事記』の鎮座記事は「坐」一字で記されることから、これは二字の複合語ではなく「鎮」+「坐」と捉えられる。

「鎮」は落ち着かせる・静かな状態にする意と考えられ、当該の「鎮坐」は八千矛神と須勢理毗賣命が落ち着いた状態で居ることを表している。この須勢理毗賣命については、進む意や「スサブ」に関わる性格の激しい神格であり、特に「嫉妬」と関連している。「嫉妬」は国作りを阻害する要因になるものである。当該神話の後半の目的が、この女神の嫉妬の解消にあることをふまえれば、須勢理毗賣命の「鎮坐」はその要因を取り除くためのものであり、同時に「嫉妬」と関連深い湊勢理毗賣命の神格が落ち着いたことを表していると考えられる。

また、それとともに「鎮坐」する八千矛神も同様に考えられる。八千矛神は、神名にある「矛」の解釈に揺れがあるが、八千矛神神話を国作りの神話と捉えると、『日本書紀』の「廣矛」に該当する矛の意であり、国土支配の象徴を表す神名と考えられる。つまり、八千矛神の「鎮坐」は、八千矛神としての国土支配の終了を表していると考えられるのである。

そして、国作りの阻害となってしまう須勢理毗賣命の嫉妬心が鎮まる一方、八千矛神としての国土支配の終わりを表すのは、大国主神が御諸山の神を祭ることと関連すると考えられる。大国主神は複数の神名をもち、『古事記』ではそれぞれの神名ごとに異なる国作りを行っているが、当該神話で「鎮坐」したことにより、国作りを行える存在になつた一方、八千矛神が担う倭への妻問い合わせ（國土支配）は完了せず、大国主神として別の手段で国作りを行う必要が生じたと捉えられる。『古事記』では、大国主神と御諸山の神は別の神であり、倭の神である御諸山の神を祭ることで葦原中國の国作りを完了させる。つまり、大国主神が国土支配できない倭を、御諸山の神の協力を得て任せることで葦原中國の国作りが完了することを導くものとして「鎮坐」があると考えられる。

註

なお、本稿では歌の解釈は取り上げなかつたが、今後の展望として歌との対応を考えていきたい。

- (1) 『古事記』の引用は、西宮一民編『古事記 修訂版』(おうふう、平成十二年十一月)の漢字・訓に拠り、私に訓読文にした。
- (2) 岸正尚「八千矛神の命—歌謡として存在する意味—」(『古事記研究大系5—1 古事記の神々 上』高科書店、平成九年六月)。
- (3) 拙稿「『古事記』における伊耶那岐命の鎮座記事記載の意図」(『上代文学研究論集』第二号、平成三十年三月)。
- (4) 本居宣長『古事記伝』(大野晋編『本居宣長全集』第九卷、筑摩書房、昭和四十三年七月)。
- (5) 武田祐吉「現在の事象の証明」(『古事記説話群の研究』明治書院、昭和二十九年十月)。
- (6) 橋守部『稜威言別』卷一(橋純一編『新訂増補橋守部全集』第三卷、東京美術、昭和四十二年九月)。
- (7) 『日本書紀』や風土記を参照すれば出雲の外へ移動している可能性は高い。二神の国作りの伝承は、上代で広く分布している。『日本書紀』神代上・第八段・一書第六には、大己貴命と少彦名命が力を合わせて天下を経営するとある。『出雲國風土記』飯石郡・多祢郷の記事には、「天の下造りましし大神大穴持の命と須久奈比古の命と、天の下を巡りましし時に」のように、二神が葦原中國を巡って国作りをしている記述があり、また『播磨國風土記』揖保郡・神前郡の記事には、神前郡に二神がやつてきたことが記されている。
- (8) 『日本書紀』の引用は坂本太郎ほか校注『日本書紀 上』(日本古典文学大系、岩波書店、昭和四十二年三月)に拠る。
- (9) 注(8)と同じ。
- (10) 小島憲之ほか校注『日本書紀③』(新編日本古典文学全集、小学館、平成十年六月)。
- (11) 注(4)と同じ。

- (12) 西郷信綱『古事記注釈』第三巻（ちくま学芸文庫、筑摩書房、平成十七年八月）。
- (13) 榎本福寿「八千矛神の未遂の恋をめぐる歌と神話」（『古事記年報』50、平成二十年一月）には、当該神話の直後に大国主神の系譜の記載から、神語を通して「適后」の地位にある湊勢理毗賣命が他の女性に「嫉妬をもはや持たなくなつていたという言外の展開」が込められていると指摘している。
- (14) 谷口雅博「大国主神の「亦名」記載の意義」（万葉七曜会編『論集上代文学』37冊、笠間書院、平成二十八年一月）では、大国主神の神名の変化に注目し、宇都志国主神の実際的な働きをする神として八千矛神を捉え、ここで鎮座することは「大国主神のもうひとつの面、即ち天皇支配の先駆け的役割を持つ側面がここで終焉する」こと、つまり「ウツシ世界の支配者としての役割」が終わることを表していると指摘している。なお、一般的には宇都志国玉神と捉えられる神名を、本文校訂を通して宇都志国主神と認定している。
- (15) 西宮一民校注『古事記』（新潮日本古典集成、新潮社、昭和五十四年六月）は、歌に見える「大刀が緒も未だ解かずて」という詞章も、武神としての面目を示すと指摘している。
- (16) 高崎正秀「[矛]の力——天之瓊矛・平國広矛・柊八尋粹など」（『神劍考』桜楓社、昭和四十六年一月）。
- (17) 西郷信綱「八千矛神——古代歌謡」（『古事記の世界』岩波書店、昭和四十二年九月）。
- (18) 注(17)に同じ。
- (19) 西郷信綱『古事記注釈』第一巻（ちくま学芸文庫、筑摩書房、平成十七年四月）。
- (20) 山口佳紀・神野志隆光『古事記』（新編日本古典文学全集、小学館、平成九年六月）。
- (21) 松前健『日本神話の神研究』（桜楓社、昭和三十五年八月）。
- (22) 駒木敏『古事記』国作り神の歌謡——八島国と高志国——（『同志社国文学』62、平成十七年三月）。
- (23) 風土記の引用は、植垣節也校注訳『風土記』（新編日本古典文学全集、小学館、平成九年十月）に拠る。
- (24) 松本直樹「作られたオホクニヌシ」（『神話で読みとく古代日本——古事記・日本書紀・風土記』筑摩書房、ちくま新書、平成二十八年六月）。
- (25) 青木周平「記紀における歌謡と説話」（『青木周平著作集 中巻 古代の歌と散文の研究』、おうふう、平成二十七年十一月）。

(26) 烏谷知子「石之日売命の大后像」(『学苑』855、平成二十四年一月)。

(27) 小島憲之ほか校注訳『日本書紀』1(新編日本古典文学全集、小学館、平成六年四月)。

(28) 『日本書紀』神代上・第八段・一書第六の終わりに少彦名命との出会いが記されており、その始めに「初め大己貴神の、國平けし時に」とある。これについて、飯田武郷『増補正訓日本書紀通釈』第一巻(歛傍書房、昭和十七年十月)では、元来二神での天下経営の前にあるべきものであるため「初」と記され、庶兄弟である八十神の追放と国作りが完成していない国々を武力で服従させることを広く指すと指摘している。ただし、『日本書紀』に八十神の追放は記されていない点、注意する必要があるだろう。

(29) 中村啓信「卷第二の三章」(『日本書紀の基礎的研究』高階書店、平成十二年三月)は、『日本書紀』神代下・第九段・一書第二の祭祀記事で、大己貴神から大物主神へ神名が変わることについて、大物主神を大国主神の異名と見る考えるため、「本来個別な祭祀で独自性を持つていた二つの神話を連結してしまった結果を生んだ」と指摘しており、『日本書紀』は二神を同一の神として位置づけようとしていたことが伺える。

(30) 谷口雅博「大物主神の位置づけ」(『古事記の表現と文脈』おうふう、平成二十年十一月)では、御諸山の神が「倭」の神(大国主神と別の神)として国作りに関わるのは、神武記以降の舞台が倭に移行した後に、主要な存在として登場するためであると指摘している。また、青木周平「三輪神にみる〈国作り〉と〈神祭り〉の性格」(『青木周平著作集 上巻 古事記の文学研究』おうふう、平成二十七年三月)において、八千矛神神話の「倭國」と大国主神神話の「倭の青垣山」は大和国(奈良盆地)を指すとし、「出雲」と対比されることにより、王権の支配地としての意味を明確にしており、「豊葦原水穂国と定位されるためには、大国主神の国作りが「倭」をくわえこまざるを得なかつた」と指摘されている。ただし、これらの説では御諸山の神の祭祀は完了しておらず、崇神天皇の世で祭祀が完了すると指摘されている。

(31) 松本直樹は、「トヨタマビメとスセリビメー異界王の女」(『古事記神話論』新典社、平成十五年十月)において、「古事記において、初めて『天下』が成立したのは、神武天皇が大和に建都とした瞬間」であるため、「大国主神の大和入りをどうしても否定しなければならなかつた」と指摘している。